

## 第2回検察庁等契約監視会議議事概要

開催日 平成20年6月23日(月)

場所 法務省大臣官房会計課会議室

委員 椎橋隆幸(中央大学法科大学院教授)  
瀬戸洋一(首都大学東京産業技術大学院大学教授)  
太田達也(慶應義塾大学法学部教授)

審議対象契約 検察官署, 更生保護官署及び地方入国管理官署において, 平成20年1月から同年3月までの間に契約を締結した一般競争入札案件147件及び随意契約案件(少額随意契約を除く。)4件

### 議事等

#### 1 重点検討対象契約

- (1) 検察総合情報管理システムのディスク増設に伴うディスクドライブ購入契約(一般競争入札)  
契約金額 2,058,000円  
支出負担行為担当官 検事総長
- (2) 岐阜法務総合庁舎で使用する電気の需給契約(一般競争入札)  
契約金額 11,372,100円  
支出負担行為担当官 岐阜地方検察庁検事正
- (3) 仮庁舎移転に伴うサーバ移転作業契約(随意契約)  
契約金額 1,276,800円  
支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正
- (4) オフィス家具等一式(机など計42点)購入契約(一般競争入札)  
契約金額 2,307,900円  
支出負担行為担当官 北海道地方更生保護委員会委員長
- (5) 東京入国管理局成田空港支局における国内・国際線乗り継ぎ施設光ケーブル敷設作業及び偽変造文書対策室光ケーブル敷設作業契約(一般競争入札)  
契約金額 14,521,500円  
支出負担行為担当官 東京入国管理局長
- (6) 偽変造文書鑑識用デジタルマイクروسコープ購入契約(一般競争入札)  
契約金額 6,058,500円  
支出負担行為担当官 東京入国管理局長
- (7) 大阪入国管理局関西空港支局における南・北入国審査場内屋内自立カードリーダー盤設置, 調整作業契約(随意契約)  
契約金額 11,287,500円  
支出負担行為担当官 大阪入国管理局長

(8) 設備中央監視装置更新契約 (随意契約)

契約金額 4,620,000円

支出負担行為担当官 入国者収容所大村入国管理センター所長

2 質疑事項等

各重点検討対象契約について、それぞれ契約の概要、予定価格の積算方法及び仕様の内容等について質問があり、当該契約の必要性、契約の内容、入札参加業者の状況、予定価格の積算方法及び仕様書の内容等について説明が行なわれた。

主な質問事項等は以下のとおりである。

質 問 事 項	事 務 局 説 明
重点検討対象契約 (1) について	
再度入札を5回も行なった理由は何か。	入札金額から、落札の可能性が高いものと判断したためである。
公告期間が短く、業者にとって厳しい条件になっているのではないか。	特段そのような認識はないが、今後は配慮したい。
汎用性のあるシステムへの転換が必要ではないか。	前向きに検討したい。
重点検討対象契約 (3) について	
予定価格の積算方法はどのようになっているのか。	参考見積りのほか、他庁における契約実績等を勘案して積算した。
重点検討対象契約 (4) について	
入札参加業者から参考見積書を徴収することは、予定価格を推測させる機会を与えることになっているのではないか。	参考見積りは、あくまで予定価格を定める上で参考にするものであり、予定価格を推測させることにはならないと考えている。
予定価格の算出に当たり、過去の購入実績等を参考に行っているとのことだが、過去の実績等が必ずしも適正であるとは限らないのではないか。	過去の購入実績に加え、物価資料や近隣庁等における購入実績等を参考に行っている。
重点検討対象契約 (5) について	
落札率100%というのはいずれもあり得ず、見積額を予定価格算出のベースとするのであれば、もっと割引率を掛けて予定価格を算出すべきではないか。	現場においては、調達内容を踏まえると見積額から更なる値引きは期待できないと判断したことによるものと思われるが、本件のようなケースの予定価格の設定方法については、なお検討したい。
重点検討対象契約 (6) について	
機器構成に関し、高精度CCDカメラのレンズの倍率について3,500倍ものスペックがなぜ必要なのか。	先々を見据え、ますます精密化かつ巧妙化する偽変造文書等に係る鑑識機器の配備を必要としたものであり、市場で購入可能な製品を検討した結果である。
予定価格が見積書の金額と同額となっているが、理由は何か。	一般的な汎用品ではなく、大幅な値引きは見込めないことから、入札参加予定業者のうち最も安価な見積額を予定価格としたものである。
当初から予算に組み込まれている契約案件であれば、もっと早く入札に付し、業者に十分な期間を与えられるのではないか。	今後は配慮したい。

### 3 意見具申等

- (1) 一般競争入札に付した事案のうち、一者入札となっているものの中には、公告期間が短期間であったり、汎用性の乏しいシステムであったりするなど、結果として多数の業者の参加を困難としているものが見受けられる。
- (2) 落札率が100%である事案をはじめ、落札率が極めて高い事案が多いところから、予定価格の算出方法等に関し、以下の点について検討を要する。
  - ア 業者から徴収した参考見積りの額をもって予定価格としている。
  - イ 応札が見込まれる業者からあらかじめ参考見積りを徴収することは、予定価格を推測させる機会を与えることにならないか。
  - ウ 過去の実績を参考に割引率等の設定をする場合の、当該実績の適正性。
- (3) 随意契約案件の中には、競争性を排除することに検討を要する事案が見受けられる。一方、一般競争入札に付し、一者入札でかつ高落札となった事案の中には、本来、随意契約に馴染むものまであえて入札としているように見受けられるものもあり、検討を要する。

### 4 次回の会議開催

平成20年10月に第3回を実施する。

審議の対象契約については、検察官署、更生保護官署及び地方入国管理官署が平成20年4月から7月までに締結した契約とする。